

未登記家屋所有者変更にかかる添付書類等について

相続による申請	
原因	添付書類
遺産分割協議による相続	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割協議書(相続人全ての実印の押印) ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本または法定相続情報一覧図 ・相続人全員の印鑑登録証明書
遺言による相続	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書遺言または家庭裁判所の検認済証明書付きの遺言書 ・遺言に記載された者と分かる戸籍謄本等の関係書類
相続人が単独の場合の相続	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本または法定相続情報一覧図
法定相続による相続	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本または法定相続情報一覧図 ・同意書(相続人全ての実印の押印) ・相続人全員の印鑑登録証明書

※戸籍謄本の代わりに、法務局が発行する被相続人の法定相続情報一覧図の添付も可能。ただし、一覧図内に記載された相続人が死亡している場合は、その者の戸籍謄本又はその者が被相続人となっている法定相続情報一覧図の添付が必要。

売買による申請	
売買契約による売買	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書 (旧所有者の実印の押印がないものは、申請書に実印の押印が必要) ・旧所有者の印鑑登録証明書 ・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)
契約書の紛失や契約書のない売買	<ul style="list-style-type: none"> ・売買証明書(新旧所有者の実印の押印) ・新旧所有者の印鑑登録証明書

贈与による申請	
贈与契約による贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与契約書 (旧所有者の実印の押印がないものは、申請書に実印の押印が必要) ・旧所有者の印鑑登録証明書 ・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)
契約書の紛失や契約書のない贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与証明書(新旧所有者の実印の押印) ・新旧所有者の印鑑登録証明書

判決、調停等による申請	
判決による申請	<ul style="list-style-type: none"> ・判決正本 ・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)
調停による申請	<ul style="list-style-type: none"> ・調定調書正本 ・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)

原則として戸籍謄本や印鑑証明書等は、原本の提出となりますが、原本を写した後に返却することも出来ますので、希望者は申し出てください。



決	課長	補佐	係長	係	処理要旨
議					

未登記家屋の所有者変更申請書

年 月 日

(宛先)周南市長

<物件の表示>

所在地 周南市

構造

建築年次

床面積

上記の物件は平成 年 月 日(贈与・相続・売買・その他())により所有権移転いたしましたので、新旧所有者連署をもって申請します。

なお、今後万一この物件に係る紛争があったときには、当方にて解決し、貴市に迷惑はかけません。

<新所有者>

住所

(ふりがな)

氏名

個人・法人番号

<旧所有者>

住所

(ふりがな)

氏名

<添付書類> 売買、贈与等に関する契約書

印鑑証明書

遺言書

法定相続情報一覧図

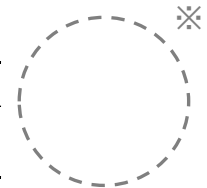
遺産分割協議書

住民票・登記事項証明書

戸籍謄本

その他()

※売買・贈与において契約書等に実印の押印のない場合は、実印の押印



提出者

電話番号